

## 【ミュシャ作品画像データの貸与について】

当館が所蔵・管理する作品画像を下記項目を遵守いただくことを前提として、無料で貸与しています。申請には、利用内容に応じて添付の様式貸-②「アルフォンス・ミュシャ作品データ貸与申請書（以下「申請書」という。）」の提出が必要です。審査の上、掲載許可書とともに作品データを貸与します。

堺 アルフォンス・ミュシャ館

## （利用条件）

- 1) 美術の振興・普及または教育・学術目的の利用に限ります。  
報道機関・マスメディアの利用は、堺市または当館の広報に資すると判断したものに限りません。  
商品パッケージや販売促進ツールへの利用など、商業用途には利用できません。  
個人的な目的には利用できません。  
公序良俗に反する目的、その他違法な目的には利用できません。
- 2) 画像は、許可した利用目的以外には利用できません。
- 3) 画像利用に関する権利は責任者が負い、画像を利用する権利の第三者への譲渡や転貸は行わないでください。
- 4) 著作権については、申請者自らの費用と責任で権利処理を行ってください。
- 5) 許可なくトリミングや文字載せ等の加工及び画像の複製はできません。  
但し、デザイン上、加工等が必要な場合は、当館で内容を審査の上、可否の判断をいたしますので申請書にサンプルを添えて、申請してください。
- 6) 利用する際は、各作品のキャプション・クレジット（作家名、作品名、制作年、所蔵者名）の明記が必要です。
- 7) 貸与データの WEB 上への掲載は、貸与データを用いた成果物の写真を除き、できません。  
WEB 上へ作品写真の掲載を希望される場合は、WEB 用データの貸与となります。  
WEB 上へ掲載するときは、複製防止措置を講じてください。
- 8) 次のような行為が明らかになった場合は掲載の許可を取り消すことがあります。
  - ・虚偽の申請をおこなったとき
  - ・掲載許可を受けた内容に変更があったにもかかわらず、変更の申請を怠ったとき
  - ・堺市及び当館、または第三者に損害等を与える可能性が危惧されるとき
- 9) 利用に起因する紛争が生じた場合、当館は一切関知いたしませんので、申請者の責任及び費用にて処理解決してください。
- 10) 画像利用希望日の 14 日前までに申請してください。  
再利用（増発行・重版含む）または二次利用される場合は、新たに申請が必要です。  
画像の送付にかかる費用は、申請者が負担してください。  
画像データの利用後は速やかにデータを破棄してください。  
ポジフィルム貸与の場合は、書留など送付状況の確認できる方法で返却してください。  
成果物を当館へ 2 点寄贈ください。
- 11) 画像利用に関して紛争が生じた場合の裁判管轄は堺地方裁判所とし、準拠法は日本法とします。